

令和5年10月17日
政治家女子48党
代表（党首） 大津綾香

（告知・公表）
りそな銀行に対する訴訟について

本党は令和5年6月28日付にて、東京地方裁判所民事部に対し、株式会社りそな銀行を被告として、金一千万円の支払いと、党が同行参議院支店に保有する4つの預金口座の開設以降の取引履歴の開示を求めて提訴しました。

本党はりそな銀行に対し、これらの預金口座の全ての取引履歴の照会と、党として認め難い用途の支出を停止させ、当面の党運営の資金を確保することを目的に一部預金の引き出しを求めておりましたが、同行は「原告の代表権の所在が不明になった」ことを理由にこれを拒否しました。

本党は、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」によって法人格が付与された政党であり、同法第4条第2項には「この法律の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。」との定めがあります。

また「代表権を有する者の氏名及び住所」は同法第5条第1項第4号の規定により登記しなければならない事項として定められており、銀行がこの法人登記を無視して代表者の資格を認定するようなことがあれば、大きな混乱に陥ることになります。

この訴訟について、裁判所は、本党の代表者であると主張している齊藤健一郎氏に訴訟告知の上、同氏を補助参加させて事実上代表権に関する決着を付けた上で判決をするとの方針を明らかに致しました。

このため、これらの事実について、本党としても以上の通り公表することと致します。

以上